

第9期分別収集計画（変更）

令和元年6月17日
（令和3年8月20日変更）

大 津 市

目次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	2
4	計画の対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の搬出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

地球温暖化に伴う気候変動の影響により相次ぐ大規模災害、生態系への深刻な被害等、人間の活動が及ぼす環境への影響に関心が高まる昨今、快適さと持続可能なまちづくりとのバランスが取れた生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

さて、本市では、平成25年9月に作成した「大津市ごみ減量実施プラン」に基づく施策の実施により、大幅なごみ減量と資源化率の向上を達成した。しかし、平成28年度以降のごみ量は横ばいとなっており、また、令和2年度、令和4年度に順次2つのごみ処理施設を更新することにより、一定の処理能力の向上が期待されるが、最終処分場の残余容量等を考慮すれば、安定的なごみ処理を実現させるためには更なるごみの減量と資源化の向上が必要となっている。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占めている容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的から、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rが促進され、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成につながるものである。

2 計画の基本的方向

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本理念である「資源循環と環境への負荷低減を目指した“心ある行動”の実践」を踏まえ、第1期～第8期の分別収集計画の基本的方針を踏襲する。

- (1) 全ての市民生活や事業活動において、環境に配慮する意識や行動の醸成を促す。
- (2) ごみの排出抑制と再使用の推進及び再生利用の促進を基本とした地域づくりに努める。
- (3) 市民、事業者、行政が役割を明確にするとともに、協力して環境負荷の低減を図る。
- (4) 分別収集の対象はごみではなく資源であるという市民共通の認識に基づき、再生品の利用等について推進を図る。
- (5) 市は、経済性と効率性を考慮して、地域の実態に即し、ごみ減量等の効果が大きく期待できる計画の推進を図る。
- (6) 市民、事業者の環境への積極的な取組や努力について、公平に正しく評価されるしくみづくりに努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5か年間とし、3年毎に改定する。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製の容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

本計画における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

本市が回収に關与している容器包装廃棄物の見込み量については、計画収集量と他のごみに混入する容器包装廃棄物の予測量から算出した。また、公共が關与する排出抑制量として、集団資源回収及び拠点回収にて回収される対象品目（アルミ製容器、飲料用紙製容器・段ボール）の見込み量については、予測量から算出した。

なお、その他紙製容器包装については、他の紙ごみと混合して回収していることから、単独の収集量が把握できないため、見込み量から省いている。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大津市	13,981	13,500	13,447	13,405	13,340

※令和2年度は実績値

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

利便性や効率性を求める現代のライフスタイルの中で、私たちはとりわけ、短期間の寿命で廃棄することを前提とした使い捨て型の容器包装を好んで利用している。それに対し、環境負荷の低減のため、容器包装廃棄物を資源として再び利用することが必要である。そこで、生産、流通、消費の各々の過程において関係者が役割分担又は協力をして、容器包装廃棄物の排出を抑制する方策を次のとおり継続的に実施する。

(1) 過剰包装、ワンウェイ容器の抑制

市民が買い物をするときは、なるべく容器包装が少ない商品を選ぶように推奨し、詰替式やリターナブル容器等の商品を購入するよう協力を求める。

(2) 再生資源（アルミ製容器、段ボール、その他紙製容器包装）回収事業の推進

集団資源回収を実施する市民団体及び回収事業団体に対する「集団資源回収促進補助制度」を継続して実施し、「アルミ製容器、段ボール、その他紙製容器包装」の回収に努める。

(3) ごみ減量と再資源化等についての普及啓発

① 分別収集の推進

ごみ減量・再資源化の必要性や効果に関する情報を発信することで、本計画に対する市民の理解を得られるように努め、分別収集の徹底を図る。また、「プラスチック製容器包装」の分別収集については、引続き、分け方・出し方など市民啓発に努め、どのような物に資源化されるのかなどの情報を広報おおつ、ホームページを通じて市民に提供する。

② リサイクルセンターやイベントの有効利用

リサイクルセンター木戸において、誰もが3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する体験や学習をすることができる場を提供し、ごみ減量意識の向上や物を大切にすることを育む。

また、市民会議である「ごみ減量と資源再利用推進会議」との協働でリサイクルフェアや資源化施設見学会等のイベントを開催する。

③ 環境教育・学習の充実と拡大

小学校における総合的学習や4年生の社会科教育におけるごみに関する学習、出前講座、ごみ処理施設の見学会などによって、市民、事業者がごみ排出の実態と将来的な動向、排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果などについて学習できる機会を提供する。

④ 集積所等の調査と排出指導

排出抑制をしている地域や事業所の協力を正しく評価し、公平な責任負担を確保するために、集積所等の現地調査や収集車両のごみ質調査を行う。それらの調査に基づき、市民及び事業所に対して一層の適正排出を促す指導に努め、排出マナーの悪い地域を無くしていく。

⑤ 資源物持ち去り行為の指導

分別排出された資源物を集積所から無断で持ち去る者がいることから、条例に基づき指導しているところであるが、繰り返し再犯する事例も出ている。ルールに従って分別排出した市民感情を逆なでし、資源化を進めようとする市民意識の低下を招くおそれがあることから、より一層の指導強化に努めていく。

(4) ごみ減量と資源再利用推進会議との連携

様々な市民、団体、事業者により構成される市民会議「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携し市民一人一人がごみに関する問題を自らの問題として正しく認識できるよう啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

最終処分場の残余容量や廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表2左欄のとおり定める。

また、市民の協力期待値と本市が有する再生施設、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は表2の右欄のとおりである。

表2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製の容器	びん
茶色のガラス製の容器	
その他の色のガラス製の容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製 容器包装 (白色トレイを含む)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表3のとおりとする。

なお、行政回収及び集団資源回収による「段ボール」は独自に処理を行わず、古紙問屋へ引き渡していることから網かけ掲載として特記する。

また、拠点回収による「飲料用紙製容器」の収集について、本市行政回収と収集形態が違うため網かけ掲載とし特記する。

表3 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み (t)

種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
主としてスチール製の容器		249.99		264.54		263.82		263.81		262.37
主としてアルミ製の容器		290.37		276.49		275.73		275.55		274.21
無色のガラス製容器		678.06		708.46		706.52		706.50		702.63
茶色のガラス製容器		385.52		400.20		399.11		399.10		396.91
その他の色のガラス製容器	0.00		156.72		155.72		154.73		153.66	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするもの(原材料としてアルミが使用されているものを除く。)	9		9		9		9		9	
主として段ボール製の容器	2,394.41		2,387.86		2,381.30		2,374.75		2,368.20	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	636.99		635.25		633.50		633.49		630.02	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,449.36		1,492.63		1,488.53		1,488.50		1,480.34	

※令和2年度は実績値

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み量} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{容器包装廃棄} \\ \text{物の排出量の} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) \times \text{分別排出率(資源化率)}$$

なお、「その他紙製容器包装」については他の紙ごみと混合して「雑がみ」として回収・処理されているため、再資源化量が掴めないことから、「その他紙製容器包装」の見込量は掲出していません。

次に、本市の計画人口は下記のとおりである。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画人口	343,835	342,894	341,953	341,012	340,071
対前年度増減比	0.27%	-0.27%	-0.27%	-0.28%	-0.28%

※令和2年度は実績値

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、表4のとおりとする。

なお、集団資源回収による「アルミ製容器、段ボール、その他紙製容器包装」の収集及び社会福祉協議会による「飲料用紙製容器」の拠点回収については引き続き継続する。

表4 分別収集を実施する主体

	分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製の容器	か ん	市による定期収集	市
	主としてアルミ製の容器		集団資源回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製の容器	び ん	市による定期収集	市
	茶色のガラス製の容器			
	その他の色のガラス製の容器			
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	市及び委託業者による拠点回収	民間業者
	主として段ボール製の容器	段ボール	市による定期収集	民間業者
			集団資源回収	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	市による定期収集	民間業者	
		集団資源回収		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	市による定期収集	市
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	市による定期収集	市

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集の用に供する施設計画は表5のとおりとする。

それぞれの段階における分別収集に必要な施設計画は表6のとおりとする。

表5 分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	ステーション等	収集車	中間処理施設
主としてスチール製の容器	かん	市指定透明袋	ごみ集積所	パッカー車(委託)	再資源化施設 市北部： 北部クリーンセンター 市南部： 環境美化センター
主としてアルミ製の容器			集団資源回収集積所	平ボデー車(資源回収業者)	ストックヤード(再生事業者)
無色のガラス製の容器	びん	市指定透明袋	ごみ集積所	平ボデー車	再資源化施設 市北部： 北部最終処分場 市南部： 環境美化センター
茶色のガラス製の容器					
その他の色のガラス製の容器					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	箱	拠点回収	平ボデー車(市・委託)	選別：委託業者 保管：古紙問屋
主として段ボール製の容器	段ボール	紐くくり	集団資源回収集積所	平ボデー車(資源回収業者)	ストックヤード(古紙問屋)
			ごみ集積所	平ボデー車(委託業者) パッカー車(委託業者)	ストックヤード(古紙問屋)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	紐くくり	集団資源回収集積所	平ボデー車(資源回収業者)	ストックヤード(古紙問屋)
			ごみ集積所	平ボデー車(委託業者) パッカー車(委託業者)	ストックヤード(古紙問屋)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	市指定透明袋	ごみ集積所	パッカー車(委託)	再資源化施設 市北部： 北部クリーンセンター 市南部： 環境美化センター

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	市指定透明袋	ごみ集積所	パッカー車(委託)	北部クリーンセンター
-----------------------------	-------------	--------	-------	-----------	------------

表6 分別収集に必要な施設計画

【排出段階】

種類	対象とする容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様及び整備計画	管理主体	備考	
排出容器	かん	市指定透明ごみ袋にて排出(仕様)	市		
	びん	材質：低密度ポリエチレン 容量：20リットル、30リットル、45リットル			
	紙パック	ダンボール箱	市(委託業者)		
	段ボール	紐くくり	市		雑がみに含む。
	その他紙				
	ペットボトル	市指定透明ごみ袋にて排出(仕様)	市		
	プラスチック製容器包装	材質：低密度ポリエチレン 容量：20リットル、30リットル、45リットル			
集積場所	かん	スチールかん	ごみ集積所		
		アルミかん			集団資源回收集積所
	びん	ごみ集積所	市		
	紙パック	市支所			
	段ボール	集団資源回收集積所	市民		雑がみに含む。
		ごみ集積所			
	その他紙	集団資源回收集積所	市民		
		ごみ集積所			
	ペットボトル	ごみ集積所	市民		
プラスチック製容器包装	ごみ集積所				

【運搬段階】

種類	対象とする容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様及び整備計画	管理主体	備考
収集車両	かん	スチールかん	パッカー車(委託業者)	
		アルミかん	平ボデー車両(資源回収業者)	
	びん	平ボデー車両(委託業者)	市(委託業者)	
	紙パック	平ボデー車両(市・委託業者)	市(委託業者)	
	段ボール	平ボデー車両(資源回収業者)	資源回収業者	
		平ボデー車両(委託業者)	市(委託業者)	

	その他紙	平ボデー車両（資源回収業者）	資源回収業者	雑がみに含む。
		平ボデー車両（委託業者）	市（委託業者）	
	ペットボトル	パッカー車（委託業者）	市（委託業者）	
	プラスチック製容器包装	パッカー車（委託業者）	市（委託業者）	

【中間処理段階】

種類	対象とする 容器包装 廃棄物の種類	施設等の仕様及び整備計画	管理主体	備考	
受入ヤード	かん	スチールかん	屋外ヤード／屋内ヤード	市	
		アルミかん			再生事業者施設
	びん	屋外ヤード／屋内ヤード	市	雑がみに含む。	
	紙パック	古紙問屋施設			
	段ボール	古紙問屋施設	古紙問屋		
	その他紙				
	ペットボトル	屋外ヤード／屋内ヤード	市		
	プラスチック製容器包装	ピット			
選別施設	かん	スチールかん	磁選別（スチール） ライン手選別		市
		アルミかん			
	びん	ライン手選別	市	雑がみに含む。	
	紙パック	支所	市（委託業者）		
	段ボール	古紙問屋施設	古紙問屋		
	その他紙				
	ペットボトル	ライン手選別	市		
	プラスチック製容器包装	ライン手選別	市		
圧縮減容設備	かん	金属プレス機	市		雑がみに含む。
	びん	—	—		
	紙パック	古紙問屋施設	古紙問屋		
	段ボール				
	その他紙				
	ペットボトル	圧縮梱包機	市		
	プラスチック製容器包装	圧縮梱包機	市		
保管施設	かん	スチールかん	屋外ストックヤード	市	
		アルミかん	再生事業者施設	再生事業者	
	びん	屋外ストックヤード	市	雑がみに含む。	
	紙パック	古紙問屋施設	古紙問屋		
	段ボール				

	その他紙			雑がみに含む。
	ペットボトル	屋外ストックヤード	市	
	プラスチック製容器包装	屋外ストックヤード	市	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

11 までの事項のほか、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項は、以下のとおりであり、それぞれの項目について適切な対応に努めるものとする。

- (1) 市広報やホームページ、スマートフォン用アプリにより市民に対して分別ルール及び適正排出の周知を強化する。
- (2) 公益社団法人全国都市清掃会議や全国市長会等を通じ、事業者に対しては容器包装廃棄物の発生抑制を、国に対しては過剰包装を抑制する法令の整備を要望する。
- (3) 集団資源回収の運営に参加する市民を拡大することで、回収量の増大を図る。
- (4) 中間処理施設に対する市民の理解の獲得と資源化の向上に向けた施設整備を検討する。
- (5) ごみ減量と資源再利用推進会議を通じた市民啓発を推進する。
- (6) 再生品の需要拡大及び再使用を推進する。
- (7) 指定法人へ引き渡す際の品質を保つことで、円滑な引き渡しを継続する。
- (8) プラスチック製容器包装の分別収集の在り方と処理方法について、廃棄物減量等推進審議会でも再検討する
- (9) 令和2年度に新環境美化センター、令和4年度に新北部クリーンセンターが稼動するため、新施設の能力に応じた分別収集体制を構築する。
- (10) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び見直しに伴い、分別収集方法等に変更が生じる場合がある。